



各 位

平成27年5月11日

会 社 名 共和レザー株式会社  
代表者名 取締役社長 宮林 克行  
(コード番号 3553 東証第一部)  
問合せ先 取締役総務部長 川畑 和雄  
(TEL:053-425-2121)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。  
なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は「経営理念」「基本方針」「経営方針」および「行動規範」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を執行する。
- (2) 取締役会、経営会議、各機能会議等、組織を横断した会議体による全社的に統制の取れた意思決定および相互牽制を実現する。
- (3) 全社横断的な委員会を通じ業務執行の適正性を確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 情報の保存および管理は、情報管理基準を遵守し適切に行う。
- (2) 社外に開示する情報は、情報開示基準により重要情報の網羅性および適正性を確保する。
- (3) 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧できる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 予算制度、業務決裁基準などにより、資金の流れを中心にして重要案件をチェックする。
- (2) 適正な財務報告の確保に取り組むとともに、適時適正な情報開示を行う。
- (3) 「危機管理委員会」を全社のリスク管理の統括組織とし、想定されるリスクの洗出しとリスク回避策の審議、決定を実施する。
- (4) 災害(地震・火災など)発生時の全社危機管理マニュアルの定期的な見直し、整備および実地訓練を行う。
- (5) リスク発生に備え、コスト平準化を考慮した適切な保険付保を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 5本部(管理本部、営業本部、品質保証本部、技術本部、生産本部)による効率的経営を行う。
- (2) 本部長(現場の最高責任者)である取締役は、「経営」と「業務執行」の両面から常に状況を把握し現場重視の効率的経営を行う。
- (3) 中期経営計画、年度会社方針などにより意思の統一を図る。
- (4) 必要に応じて社外の専門家からのアドバイスを受け効率的経営を行う。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職位(資格)別教育によりコンプライアンス意識の徹底を図る。
- (2) 「業務分掌規程」「職務権限規程」により各組織の役割や責任を明確にして業務を執行する。
- (3) 人材育成とともに牽制機能のための人事ローテーションを実施する。
- (4) コンプライアンスに関する相談窓口の周知徹底を図り、法令や定款等に違反する行為の事前防止や情報収集を図る。

#### 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ全体で「経営理念」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底する。
- (2) 兼務役員が、毎月子会社の取締役会に出席し子会社の業務遂行状況を把握する。
- (3) 国内外のグループ会社との定期的な会議等を通じ、グループ各社の状況を把握・管理する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の業務補助のため監査役付社員を置く。

#### 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付社員の人事については、取締役と監査役(監査役会)との事前協議による。

#### 9. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付社員は、その職務にあたっては監査役の指示のみに従うものとする。

#### 10. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、定期的または随時監査役に対し業務報告を行う。

#### 11. 取締役および使用人が監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

**12. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎期、一定の予算を設定する。

**13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 常勤監査役は主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧する。また必要に応じ取締役または使用人にその説明を求める。
- (2) 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

以 上